

地域振興5法別計画記載項目一覧

法律名 (過疎地域自立促進特別措置法)	過疎 法	山村振興法	半島振興法	離島振興法	離島振興法	特定農山村法 (特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律)
所管庁 総務省	H12(～H33.3.31)	農林水産省	国土交通省	国土交通省	農林水産省	農林水産省
制定時期 方針	S40(～H37.3.31)	S60(～H37.3.31)	S28(～H35.3.31)	H5		
計画名称 県 市町村	過疎地域自立促進方針 過疎地域自立促進府県計画 過疎地域自立促進市町村計画 地域の自立促進に関する基本の方針に 関する事項	山村振興基本方針 山村振興計画 山村振興計画	半島振興計画 半島振興計画	離島振興計画 (離島振興計画)※県へ提出	離島振興計画 (離島振興計画)※県へ提出	農林業等活性化基盤整備計画
農業経営、地域の特性を生かした農林水産の加工業及び農林水産物等販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、 再生可能エネルギーの利用 の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等農業の振興のための施策に関する事項	農業経営、地域の特性を生かした農林水産の加工業及び農林水産物等販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、 再生可能エネルギーの利用 の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等農業の振興のための施策に関する事項	農業経営の近代化、 觀光の開発 、地元の特産物を生かした農林水産物等販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、 再生可能エネルギーの利用 の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等農業の振興のための施策に関する事項				
交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項	交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進に関する事項	基幹的な道路、港湾、空港等の 交通施設及び通信施設の整備 その他の当該半島実施地域と国内の実施地域との間及び当該半島振興対策実施地域内の 交通通信の運送 に寄与する人材の育成及び確保等農業の振興のための施策に関する事項				
生活環境の整備及び福祉の向上及び高齢者等の保健に関する事項	生活環境の整備及び福祉の向上及び高齢者等の保健に関する事項	医療の確保、介護サービスの確保、 高齢者の福祉その他の福祉の増進 及び 高齢者の保健 その他の 生活環境の整備 に寄与する人材の育成及び確保等農業の振興のための施策に関する事項				
記載項目	記載項目	医療の確保に関する事項	教育及び文化の振興に関する事項	介護サービスの確保等に関する事項	雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に寄与する事項	農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項
		教育の振興に関する事項	教育及び文化の振興に関する事項	教育及び文化の振興に関する事項	雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に寄与する事項	農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項
		地域文化の振興等に関する事項	水資源の開発及び利用に関する事項	水害、風害、地震災害その他の災害を防除するための必要な国土保全し施設等の整備その他の防災対策に関する事項	農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項	農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項
		集落の整備に関する事項				農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項

地域振興5法の比較表

法律名	過疎法 (過疎地域自立促進特別措置法)	山村振興法	半島振興法	離島振興法	離島振興法 (特定農山村地域における農林業等の活性化の促進に關する法律)
所管庁	総務省	農林水産省	国土交通省	国土交通省	農林水産省
制定時期	H12(～H33.3.31)	S40(～H37.3.31)	S60(～H37.3.31)	S18(～H35.3.31)	H5
目的	この法律は、人口の著しい減少に伴つて地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するため必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もつて住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差のはざみをすることを目的とする。	この法律は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等による重要な役割を担つて、国土の多様性の重要な構成要素である半島地帯の振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に同じ。)が、三方を海に囲まれ、平野下にあることに鑑み、離島につい、の下にあることに鑑み、離島につい、の法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化的、自然環境との触れ合いの場及び給等の保全、自然との保護及び維持を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もつて豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的とする。	この法律は、国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等我が国及び国民の利益の保護及び維持を担つて、人口の減少が、四方を海等に囲まれ、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にあることに鑑み、離島につい、の法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化的、自然環境との触れ合いの場及び給等の保全、自然との保護及び維持を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もつて豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的とする。	この法律は、特定農山村地域における農林業等の活性化の促進に關する法律(特定農山村地域における農林業等の活性化の促進に關する法律)	この法律は、特定農山村地域における農林業等の活性化の促進に關する法律(特定農山村地域における農林業等の活性化の促進に關する法律)
(定義)	第2条 この法律において「特定農山村地域」とは、地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業が重要な事業である地域として、政令で定める要件に該当するものをいう。	第2条 この法律において「特定農山村地域」とは、地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業が重要な事業である地域として、政令で定める要件に該当するものをいう。	第2条 この法律において「特定農山村地域」とは、地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業が重要な事業である地域として、政令で定める要件に該当するものをいう。	第2条 この法律において「特定農山村地域」とは、地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業が重要な事業である地域として、政令で定める要件に該当するものをいう。	第2条 この法律において「特定農山村地域」とは、地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業が重要な事業である地域として、政令で定める要件に該当するものをいう。

地域振興5法の比較表